

# 新潟市の特定創業支援等事業のご案内

～ 創業をお考えの方、創業後間もない方へ ～

新潟市では、産業競争力強化法に基づき、地域の創業を促進することを目的として、国から創業支援等事業計画の認定を受けています。これにより、市内の創業支援事業者（裏面参照）が実施する『特定創業支援等事業』による支援を受けた創業をお考えの方や創業後間もない方（5年未満）が、以下の特例措置を受けることができますので、ぜひご活用ください。

## 特定創業支援等事業とは

新潟IPC財団などの創業支援事業者が、創業を行おうとする方又は創業後5年未満の個人事業主に対して、特に「経営」・「財務」・「人材育成」・「販路開拓」の4つの知識を全て習得できるよう4回以上、かつ1か月以上にわたり継続的な支援（セミナーや相談窓口等）を行う事業をいいます。（新潟市で受けることができる特定創業支援事業は、裏面をご覧ください。）

## 特定創業支援等事業を受けるとこんなメリットがあります

### メリット① 株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置

会社設立の際の登録免許税が半額になります

### メリット② 市の開業資金借入時の利子が3年間無利子および保証料補助の拡充

中小企業開業資金を借入れる方に、3年間の利子を市が全額負担

保証料補助対象となる借入限度額が、1,000万円→2,000万円に拡大

### メリット③ 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足

自己資金要件を充足したものとして、利用することが可能になります

### メリット④ 日本政策金融公庫新規開業支援資金貸付利率の引き下げ

新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能

### メリット⑤ 市の『創業サポート事業（店舗）、（オフィス）』の補助率等の拡充、審査時に加点

※1 メリット①は、創業前の方、創業後5年未満で法人成りする個人事業主が対象。株式、合同、合名、合資会社も対象。

※2 メリット②は、市内で6か月以内に創業または開業後6か月未満の会社及び個人。

※3 メリット③は、創業前、創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象。また、別途審査を受ける必要があります。

## メリットを受けるためには

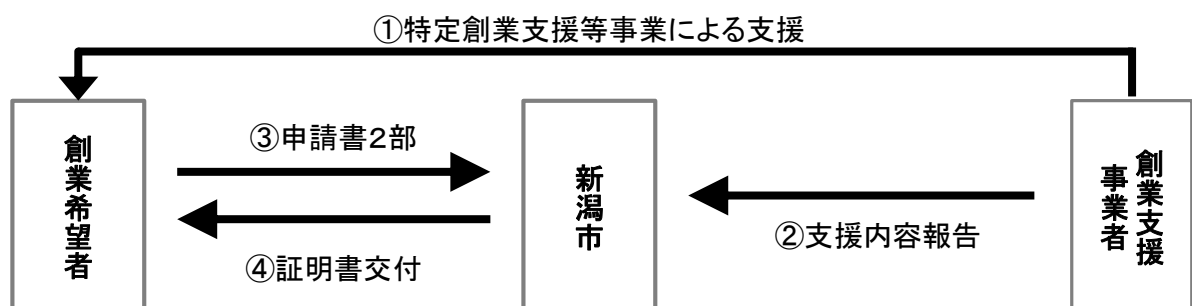
上記のメリットを受けるためには、特定創業支援等事業による支援を受けた後、新潟市長が発行する証明書が必要となります。証明を受けたい方は、最終支援を受けてから5年以内に市所定の申請書を2部、新潟市経済部産業政策課へ提出してください（提出方法：窓口へ直接提出、あるいは郵送提出）。

申請書受理後は創業支援事業者より、支援内容を確認のうえ、証明書を交付します。

※ 証明書交付前に法人登記等の各種手続きを行うとメリットが受けられなくなるので、ご注意ください。

（証明書は即日発行ではありませんので、日にちに余裕を持って申請してください。）

※ 創業後の方は開業届写しの提出が必要となります。予めご準備ください。



# 新潟市の特定創業支援等事業

下記表に記載のある創業支援事業者が行う支援事業が「特定創業支援等事業」に該当します。詳細は各創業支援事業者にお問い合わせください。

創業支援事業者	支援事業内容	問い合わせ先
(公財)新潟市産業振興財団 (通称:新潟IPC財団)	・ワンストップ相談窓口 ・創業セミナー	IPCビジネス支援センター TEL:025-226-0550
新潟商工会議所	・創業塾、創業セミナー 創業アカデミー  ・創業相談窓口	中小企業振興部 TEL:025-290-4411
株式会社大光銀行		地域産業支援部 TEL:0258-36-4111
新潟県信用組合		審査管理部 TEL:025-228-4111
新津商工会議所	・創業相談窓口	中小企業相談所 TEL:0250-22-0121
亀田商工会議所		中小企業相談所 TEL:025-382-5111
株式会社第四銀行		コンサルティング推進部 TEL:025-229-8164
株式会社北越銀行		ソリューション営業部 TEL:0258-39-7434
新潟信用金庫		取引先支援部 TEL:025-222-7183
だいし経営コンサルティング 株式会社		TEL:025-226-7605

※ 創業支援事業者が実施する特定創業支援等事業(セミナーや相談窓口等)を4回以上、かつ、1か月以上にわたり、継続して支援を受けた場合に、市へ証明書の申請をすることができます。

## 申請様式について

特定創業支援等事業による支援を受けて、証明書を申請する場合は、市HPより所定の様式をダウンロードの上、新潟市役所へ**2部**提出してください。

申請様式や制度の詳細は  
新潟市ホームページ内で

特定創業支援事業

検索



## 申請書提出先・お問い合わせ先

新潟市経済部 産業政策課企画係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 (新潟市役所分館3階)

TEL:025-226-1610 (直通) E-mail:sangyo@city.niigata.lg.jp